

令和5年4月19日

**「電動アシスト自転車」と称し販売された製品でも、
道路交通法の基準に適合しない場合は道路の通行をやめましょう！**

－まずは、お持ちの銘柄を確認しましょう！－

1. 道路交通法上の基準に適合しないと判明した「電動アシスト自転車」で道路を通行するのはやめましょう

駆動補助機付自転車（以下「電動アシスト自転車」という。）のアシスト比率が道路交通法上の基準の上限を超えている場合など、急発進や急加速などの原因となります。このような基準に適合しない製品は、過大なアシスト力が不意に加わってバランスを崩したり、スピードが出過ぎるなど、事故につながるおそれがあり危険です。基準に適合しない「電動アシスト自転車」で道路を通行すると法令違反¹ともなり、法令違反となった場合、運転者が罰則の対象となります。電動アシスト自転車の購入に際しては、型式認定のT Sマーク（型式認定番号と併せて表示されているものをいう。）を目安にするなど、道路交通法の基準に適合しているかをよく確認しましょう。

2. 道路交通法上の基準に適合しない「電動アシスト自転車」

京都府警察本部等が、道路交通法上の電動アシスト自転車の基準に適合せず、原動機付自転車に該当する車両を「電動アシスト自転車」と称して販売していた事業者とその代表取締役を不正競争防止法違反の被疑者として検挙²しました。

これを踏まえ、警察庁から、当該事業者が販売していた車両のうち、2銘柄が京都府警察本部等における捜査の過程で、道路交通法の基準に適合せず、原動機付自転車に該当することが判明していることに加え、他の8銘柄についても警察官が確認した結果、道路交通法上の基準に適合せず、原動機付自転車に該当するおそれがあるとの連絡がありました。

¹ 道路運送車両の保安基準に適合していない原動機付自転車を道路において通行させ、道路における危険を生じさせれば、整備不良車両の運転に該当し、道路交通法違反として警察官の取締りの対象となります。

² 京都府警察本部「道路交通法の基準を超えた電動アシスト自転車に注意！！」（最終閲覧日：令和5年4月6日）
ブランド名：京の洛スク <https://www.pref.kyoto.jp/fukei/dendoujitensya.html>

なお、8 銘柄のうち、(独) 国民生活センターにおいて車両を入手することができた 2 銘柄については同センターの商品テストで、アシスト比率が道路交通法上の電動アシスト自転車の基準の上限を超えており、基準に適合しないことが判明しました。(詳細は別添 1 を参照)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230419_1.html

警察庁においては、本件について、注意喚起を実施しています。(別添 2)

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/20230419motor_assisted_bicycle.pdf

【道路交通法上の電動アシスト自転車のアシスト比率の基準】

人がペダルを踏む力とモーターによる補助力の比（アシスト比率）が

- ・ 10km/h 未満の速度では最大で 1 : 2
- ・ 10km/h 以上 24km/h 未満の速度の場合では走行速度が上がるほどアシスト比率が徐々に減少
- ・ 24km/h 以上の速度では補助力が 0

になることとされています。(道路交通法施行規則第 1 条の 3)

(詳細は別添 1 を参照)

3. 道路交通法上の基準に適合しないことが疑われる「電動アシスト自転車」をお持ちの方は、使用を控え、購入先等に確認しましょう

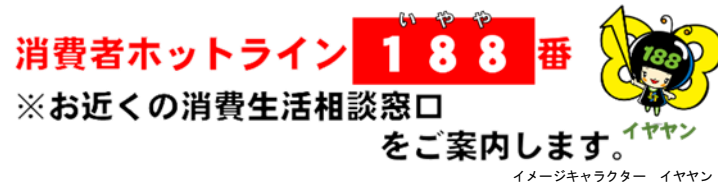
道路交通法上の基準に適合しないことが疑われる製品をお持ちの方は、別添資料を参照し、基準に適合していない、またはそのおそれがある銘柄に該当していないか確認してください。該当していた場合は、当該製品による道路の通行を控えてください。このほか、別添資料の銘柄に限らず、ペダルをこがずに電動のモーターだけで進む、急発進するなどの「電動アシスト自転車」は、道路交通法上の電動アシスト自転車の基準に適合していない可能性がありますので、同様に道路の通行を控え、購入先等に確認しましょう。

道路交通法上の基準に適合しない「電動アシスト自転車」で道路を通行すると法令違反となり、事故につながるおそれもあります。ご自身が使用しないのはもちろんですが、他者が電動アシスト自転車と誤認等して道路を通行しないよう管理し、不要となった場合は適切に廃棄してください。

なお、当該事業者の販売サイトはサービスを終了しています³。購入先と連絡

³ 当該事業者のインターネット販売サイトはサービスを終了しています。(最終閲覧日：令和 5 年 4 月 6 日)
<https://www.rakuten.co.jp/ebitec55/kaiso.html>
<https://store.shopping.yahoo.co.jp/rakusuku/close.html>

が取れない場合など、困ったときには、「消費者ホットライン」188（いやや）⁴に相談しましょう。



※消費者庁・（独）国民生活センターでは、本内容について、国土交通省、経済産業省、オンラインマーケットプレイス協議会に情報提供を行っています。

4. 参考

消費者庁「道交法の基準に適合しない電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう！まずは、お持ちの自転車の型式について確認をしましょう！」（平成28年10月27日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_006/

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

<別添1「電動アシスト自転車」と称する製品のテスト結果に関する問合せ先>

独立行政法人国民生活センター商品テスト部

TEL : 042 (758) 3165

URL : <https://www.kokusen.go.jp>

⁴「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号で、188番（局番なし）に電話すると、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口案内されます。

別添1 「電動アシスト自転車」と称する製品のテスト結果

1. 当該品の概要

当該事業者が販売した電動アシスト自転車を購入した消費者から消費生活センターを通じて、「使用している電動アシスト自転車が公道を走れるものなのか不安を感じる。アシスト比率に問題がないか調べてほしい。」というテスト依頼が2件（2 銘柄）続けて国民生活センターへ寄せられました。それぞれの銘柄（「SYLPHIDE700C（シルフィード 700C）」以下、「No. 1」とします。また、「GRAN BATTEMENT（グランビート）」を「No. 2」とします。）の外観を写真1に、主な仕様を表1に示します。

SYLPHIDE700C（シルフィード 700C）



GRAN BATTEMENT（グランビート）



写真1. 当該品の2 銘柄

表1. 当該品の主な仕様（取扱説明書及び車両の表示より確認）

No.	1（別添2の別紙No.3に相当）	2（別添2の別紙No.4に相当）
銘柄名	SYLPHIDE700C （シルフィード 700C）	GRAN BATTEMENT （グランビート）
販売事業者（ブランド名）	株式会社 THE Ne0（京の洛スク） 法人番号（5130001050431）	
大きさ（cm）	全長 165.5×全幅 57.5×全高 93.5	全長 172×全幅 62×全高 107
タイヤサイズ	700×28C	外径 20 inch × 幅 4.0 inch
適正空気圧	3.5-6.0 BAR 350-600 kPa MIN50-MAX85 P. S. I.	4.0-2.1 BAR 40-210 kPa MIN5-MAX30 P. S. I.
車両重量	13.9 kg（バッテリー除く）	24.6 kg（バッテリー除く）
最大積載重量	90 kg	90 kg
変速機構	なし	外装 7 段
モーター	前輪駆動 定格出力 180W	前輪駆動 定格出力 250W
バッテリー	24V 5Ah	24V 13Ah
充電時間	4 時間	9 時間
アシスト	速度範囲:24 km/h 未満	速度範囲:24 km/h 未満
製造国	不明	不明
購入価格	108,454 円 ¹	182,503 円 ¹
型式認定の TS マーク ²	なし	なし
点検整備済証の TS マーク ³	なし	第二種 TS マーク （赤色マーク）あり

1. 相談者の申し出情報による

2. 電動アシスト自転車として道路交通法等に規定されている基準に適合した自転車として国家公安委員会から認定を受けたものに貼付でき、型式認定番号とともに自転車本体に貼付される（型式認定を受けることは任意である）

3. 自転車安全整備店において自転車の点検整備を行い、その自転車が安全な「普通自転車」であることを自転車安全整備士が点検確認したときに、その証しとして貼付する

2. 電動アシスト自転車について

一般的に「電動アシスト自転車」と呼ばれるものは、道路交通法施行規則第1条の3で規定される、人の力に対する補助力として電動モーターによるアシスト力が加わるものであり、道路交通法の定める基準に適合していなければ自転車として道路を通行することはできません。

基準では、人の力1に対するモーターによるアシスト力の比(アシスト比率)が10km/h未満では最大2であり、10km/h以上では走行速度が上がるほど比率が徐々に減少して、24km/hでは0になることとされている(図参照)ほか、改造が容易にできない構造であること等の要件が定められています。

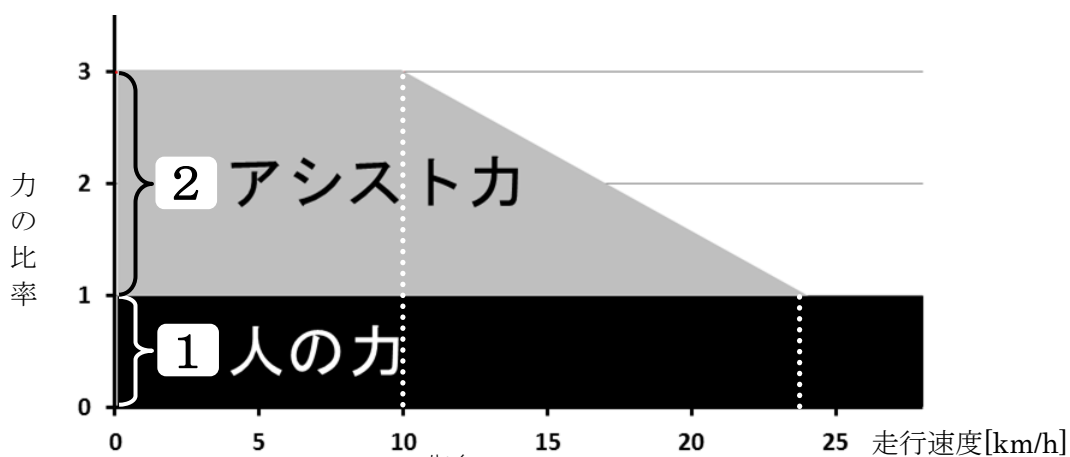


図. アシスト力と人の力との比率上限

3. TS マークについて

TS マークには、点検整備済証の TS マークと型式認定の TS マークがあります。

点検整備済証の TS マークは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、賠償責任保険と傷害保険等の対象となります。緑色、赤色、青色の3種類あり、賠償内容が異なります。

一方、型式認定の TS マークは、電動アシスト自転車として道路交通法などに規定されている基準に適合した自転車として国家公安委員会から認定を受けたものに貼付できる標章(マーク)です。型式認定の TS マークは型式認定番号とともに自転車本体に貼付され、交通傷害保険は付帯していません。なお、型式認定を受けることは任意です。

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY(交通安全)の頭文字をとったものです。

表 2. TS マークの種類

第三種TSマーク (緑色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)	第一種TSマーク (青色マーク)	型式認定のTSマーク

4. 調査

道路交通法の定める基準に適合しているかを調べるため、JIS D 9115:2018 に準じてアシスト比率の測定を行いました（写真2、5. テスト方法参照）。

測定の結果、2 銘柄のアシスト比率は、同法の定める基準の上限を大きく超えており、**事故につながるおそれがあり危険**であると考えられました。

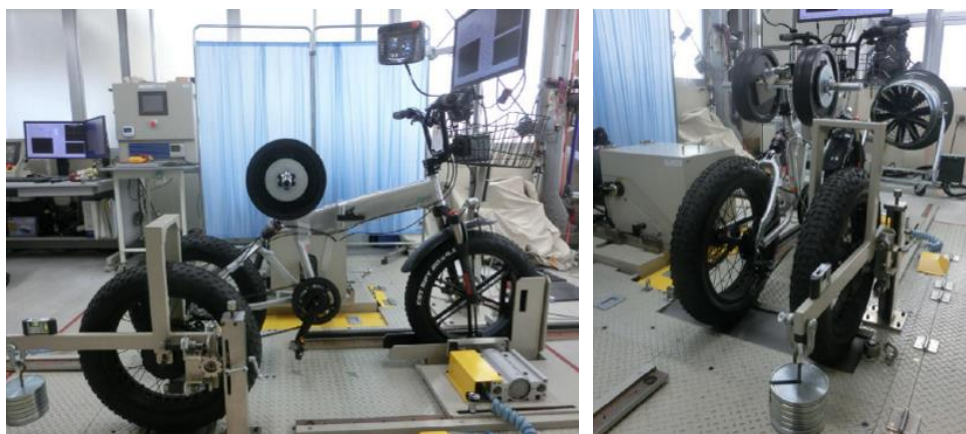


写真2. アシスト比率測定の様子（一例）

No. 1は緩やかな上り勾配走路時の6種類の全ての速度、急な上り勾配走路時の速度10、15、20、24km/hでアシスト比率が道路交通法の基準上限値を超えていました。この中でも、緩やかな上り勾配走路時の速度5、10、15、20km/hでは、人の踏力がほぼかからない、電動モーターの動力による走行と考えられました（表3参照）。

表3. アシスト比率（No. 1）

走行速度	アシスト比率		
	緩やかな上り勾配	急な上り勾配	基準上限値
5km/h	51.07	0.87	<u>2.00</u>
10km/h	79.15	3.83	<u>2.00</u>
15km/h	92.90	4.53	<u>1.29</u>
20km/h	107.01	1.45	<u>0.57</u>
24km/h	1.50	0.40	<u>0</u>
28km/h	0.07	-0.03 ⁴	<u>0</u>

4. 自転車駆動時には各部の摩擦抵抗や転がり抵抗等の機械的損失があるため「-」の値となる

No. 2は緩やかな上り勾配走路時の速度5、10、15、20km/h、急な上り勾配走路時の速度5、10、15、20km/hでアシスト比率が道路交通法の基準上限値を超えており、この中でも、緩やかな上り勾配走路時の速度10km/h、急な上り勾配走路時の速度5km/hは、人の踏力がほぼかからない、電動モーターの動力による走行と考えられました。なお、緩やかな上り勾配走路時の速度5km/hでは、アシストが働いた際に5km/h以上の速度になり、測定ができない状態となりましたが、速度5km/h未満の踏力で5km/h以上の速度となったため、アシスト比率は2以上であると考えられました（表4参照）。

表4. アシスト比率 (No. 2)

走行速度	アシスト比率		
	緩やかな上り勾配	急な上り勾配	基準上限値
5km/h	測定できず	16.47	<u>2.00</u>
10km/h	311.37	3.76	<u>2.00</u>
15km/h	2.11	3.37	<u>1.29</u>
20km/h	2.56	1.65	<u>0.57</u>
24km/h	-0.10 ⁴	-0.08 ⁴	<u>0</u>
28km/h	-0.09 ⁴	-0.08 ⁴	<u>0</u>

4. 自転車駆動時には各部の摩擦抵抗や転がり抵抗等の機械的損失があるため「-」の値となる

5. テスト方法

JIS (JIS D 9115:2018 「電動アシスト自転車」5項 駆動補助出力 附属書A、B) の定めに基づいた駆動補助力の比 (アシスト比率) を測定しました。

測定は、シャーシダイナモメーターを用いて、対応規格 JIS D 9115:2018に準じた測定条件 (表5参照) にて、速度別に緩やかな上り勾配の走路を走行する場合の負荷状態 (表6参照)、急な上り勾配の走路を走行する場合の負荷状態 (表7参照) で測定しました。

表5. 測定条件

ウエイト	サドル上に50kg設置
変速位置	複数ある場合は最も高速用を使用
走行路面	[緩やかな勾配/急な勾配] の2種類
走行速度	[5、10、15、20、24、28]km/h の6種類

表6. 緩やかな上り勾配の走路を走行する場合の負荷状態

測定番号	目標速度	目標車輪駆動力
1	5km/h	30N
2	10km/h	33N
3	15km/h	38N
4	20km/h	45N
5	24km/h	52N
6	28km/h	61N

表7. 急な上り勾配の走路を走行する場合の負荷状態

測定番号	目標速度	目標車輪駆動力
1	5km/h	55N
2	10km/h	58N
3	15km/h	63N
4	20km/h	70N
5	24km/h	77N
6	28km/h	85N

型式認定基準について（駆動補助機付自転車）

1. 人の力を補うために用いる原動機が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 電動機であること。

(2) 24キロメートル毎時未満の速度で、自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、下記のア又はイに掲げる速度の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数値以下であること。

ア 10キロメートル毎時未満の速度

イ 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度

※走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を7で除したものを2から減じた数値

(3) 24キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

(4) (1)～(3) までのいずれにも該当する原動機について(1)～(3)までのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。

2. 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

3. 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

※公益財団法人 日本交通管理技術協会 ホームページ「型式認定基準」

<https://tmt.or.jp/examination/index2.html> から一部抜粋、改編しました。

広 報 資 料
令 和 5 年 4 月 19 日
交 通 局 交 通 企 画 課

道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について

本年1月、京都府警察本部交通部交通捜査課等において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を、同項第11号の2に規定する人の力を補うため原動機を用いるものであって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3の基準を満たす自転車（以下、「駆動補助機付自転車」という。）の通称名である「電動アシスト自転車」と称してウェブサイトに表示して販売していたとして、当該商品を広告販売した法人とその代表取締役を不正競争防止法（平成5年法律第47号）違反の被疑者として検挙し、同法人及び代表取締役に対し、罰金の略式命令が発せられました。

本事件の捜査の過程で、被疑法人が「電動アシスト自転車」と称して販売していた車種のうち、同警察から一般財団法人日本車両検査協会に対して性能試験を委託した2車種について、いずれも法上の駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明したほか、他の8車種についても、同警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも、駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることが確認されております。

さらに、これらの他の8車種のうち、独立行政法人国民生活センターにおいて入手することができた2車種について、同センターにおいて確認を行った結果、駆動補助機付自転車の基準を満たさないものであることが判明しました（当該製品の車種については、別紙のとおりです。）。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなりますが、当該製品は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできません。

該当する製品をお持ちの方は、当該製品の使用を控えてください。

また、京都府警察においては、当該製品を販売する場を提供していた事業者に対して、本件の周知、当該製品の代金の補償等を要請しています。購入先と連絡が取れない場合など、困ったときには、消費生活相談窓口「消費者ホットライン」188（いやや）に相談してください。

なお、本件については、消費者庁、国土交通省及び経済産業省にも通知しています。

駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する又は該当するおそれのある車種について

	車種名	外観
1	SEAGULL26 (シーガル26)	
2	Releve (ルルベ)	
3	SYLPHIDE700C (シルフィード700C)	
4	GRAN BATTEMENT (グランビート)	
5	SEAGULL20 (シーガル20)	
6	GLISSADE26 (グリッサード26)	
7	BARON-X20 (バロン-X20)	
8	Petit Chasse (プチシャッセ)	
9	Pirouette-s (ピルエット-S)	
10	Passe-L (パッセ-L)	

備考

- 1 及び 2 の車種については、一般財団法人日本車両検査協会における試験の結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。
- 3 及び 4 の車種については、国民生活センターにおける試験の結果、いずれも駆動

補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。

- 3 5から10までの車種については、京都府警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることを確認している。